

白石市施設等特定公募型ネーミングライツパートナー募集要項

白石市では、市有財産を有効活用し公共施設等の魅力向上に努めるとともに、官民連携による地域活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として、白石市ネーミングライツ事業実施要領及び本要項に基づき、以下の施設の命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

1 募集の目的

白石市の公共施設の愛称を命名する権利を取得する法人、その他の団体又は個人（以下「事業者」という。）を募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価として得られる命名権料を、本施設の管理運営などに役立てるものです。

2 対象施設及び最低命名権料（1年あたり）

施設名称	施設の所在	最低命名権料 (税抜き)	施設所管課	管理
白石市文化体育活動センター「ホワイトキューブ」コンサートホール	白石市鷹巣東2丁目1番1号	1,000,000円	まちづくり推進課	【指定管理】 公益財団法人 白石市文化 体育振興財団
白石市文化体育活動センター「ホワイトキューブ」アリーナ	白石市鷹巣東2丁目1番1号	1,000,000円	まちづくり推進課	【指定管理】 公益財団法人 白石市文化 体育振興財団
みやぎ蔵王白石スキー場	白石市福岡八宮字 不忘山無番地	1,000,000円	商工観光課	【指定管理】 NPO法人不忘 アザレア
益岡公園野球場	白石市益岡町地内	500,000円	都市創造課	市営
益岡公園テニスコート	白石市八幡町地内	300,000円	都市創造課	市営
白石川緑地公園	白石市字中河原地内	300,000円	都市創造課	市営
白石川サッカー公園	白石市郡山字西堀 33番3地先	300,000円	都市創造課	市営

決定済

- ※1 上記の最低命名権料は、消費税及び地方消費税を除いた年額となります。ただし、契約金額は、最低命名権料に消費税及び地方消費税の額を加算した金額となります。
- ※2 施設の詳細は、別紙施設概要をご確認ください。
- ※3 【指定管理】は、表に記載の法人に管理・運営を委託している施設です。
- ※4 利用者のサービス向上に資する提案、又は、施設利用促進に資する提案が別途あった場合は、提案期間の6カ月の範囲内で命名期間を延長すること、又は、最低命名権料の10%の範囲内で命名権料を協議することができます。

3 命名権の期間

- (1) 原則3年以上5年以内とし、応募者による提案を踏まえて協議することとします。
- (2) 市と事業者が契約を締結した日の翌月の初日を始期とします。

4 命名権料以外の費用負担

- (1) 原則として、施設名称の標示を愛称に変更することに伴う費用、ネーミングライツ期間における維持修繕に要する費用、ネーミングライツ期間の終了に伴う原状回復に要する費用といった標示に係る費用は、ネーミングライツパートナーに負担していただきます。
- (2) 市が指定した表示場所以外の施設敷地内の表示サイン、看板等の変更については、協議の上、変更箇所及び変更時期を決定します。
- (3) 市所有以外の国、県などが設置している表示の変更については、ネーミングライツパートナーの希望に応じて市としてできる範囲での協力を行います（表示の変更を確約するものではありません）。
- (4) 市ホームページの表示変更及び市広報紙への掲載に関する費用については市が負担しますが、これらの掲載時期は愛称の使用開始後とします（すべての表示の変更を確約するものではありません）。
- (5) 指定管理者が作成する対象施設のパンフレット、封筒などの印刷物作成、ホームページの表示変更に関する費用及び時期については、既存印刷物の残部数、愛称の使用開始時期などを考慮し、指定管理者と協議の上、決定します。
- (6) 費用負担の区分表

費用負担の区分	白石市	指定 管理者	パートナー
敷地内外の表示の変更（施設看板や道路標識など） ※1			○
契約期間満了後（契約解除後）の原状回復			○
敷地内外の設置した表示物破損などによる修復 ※2			○
市ホームページ・広報紙などの表示変更 ※3	○		
対象施設のパンフレット・封筒などの表示変更 ※3		○	

※1 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板などの設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定します。なお、屋外への愛称看板設置については、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）などの関係法令を遵守していただきます。

※2 市の責めによる場合を除きます。

※3 すべての表示の変更を確約するものではありません。表示物の変更は、市及び指定管理者と協議の上、決定します。

5 応募資格

法人、その他の団体又は個人とします。ただし、次の項目に該当する事業者は除きます。

- (1) 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）を滞納している事業者
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (3) 白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年告示第32号）に基づく指名停止を受けている事業者
- (4) 破産法による破産の申立て、会社更生法・民事再生法による更生又は再生手続きをしている事業者

- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している事業者
- (6) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業者（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (7) 次に掲げる業種又は事業者
 - ①風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により規制を受ける業種その他これに類する事業者
 - ②青少年健全育成条例(昭和35年宮城県条例第13号)の規定により規制を受ける業種その他これに類する事業者
 - ③武器などの製造事業又は武器などの販売業
 - ④たばこ製造業又はたばこ卸売業
 - ⑤公営を除くギャンブルその他これに類する事業
 - ⑥貸金業法(昭和58年法律第32号)の規定により規制を受ける貸金業
 - ⑦利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集などを専ら行う事業
 - ⑧整体、カイロプラクティック、エステティックなどの法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - ⑨占方業又は運勢判断業
 - ⑩興信業又は探偵業
 - ⑪債権取立業又は示談引受業
 - ⑫火葬業又は墓地管理業
- (8) その他、本市のネーミングライツ事業者として不適当と認められる事業者

6 愛称の条件

- (1) 親しみやすさや呼びやすさなど、市民などの理解が得られる愛称とします。ただし、愛称が次のいずれかに該当するものは、名称として認められません。
 - ①公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ②法令の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③政治活動、宗教活動に係るもの
 - ④社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの
 - ⑤その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの
- (2) 募集の名称は、本施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称を変更するものではありません。
- (3) 愛称が定着するまでの一定期間は正式名称を併記する場合があります。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。
- (5) 商標権がある名称を命名する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

(6) 施設ごとの愛称の条件

施設名称	愛称の条件
白石市文化体育活動センター 「ホワイトキューブ」 コンサートホール	愛称に必ず「ホワイトキューブ」の表記を入れること。
白石市文化体育活動センター 「ホワイトキューブ」アリーナ	愛称に必ず「ホワイトキューブ」の表記を入れること。
みやぎ蔵王白石スキー場	愛称に必ず「白石」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
益岡公園野球場	愛称に必ず「益岡」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
益岡公園テニスコート	愛称に必ず「益岡」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
白石川緑地公園	愛称に必ず「白石」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。
白石川サッカー公園	愛称に必ず「白石」の表記を入れること。表記方法（漢字・かな・英字など）は協議事項とします。

7 応募方法

(1) 募集期間 随時募集中です。

(2) 提出書類

- ①白石市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ②法人の場合は、法人登記に係る登記事項証明書（写し可）
個人の場合は、市区町村発行の身分証明書（写し可）
- ③国税に未納がないことを証明する書類（発行日から3か月以内のものに限る。写し可）
法人の場合は、【様式その3の3】（法人税、消費税及び地方消費税）
個人の場合は、【様式その3の2】（所得税、消費税及び地方消費税）
- ④愛称に商品名などを使用する場合、当該商品などの概要が分かるもの

(3) 提出方法

提出書類を全てまとめ、以下のいずれかの方法で提出してください。

①郵送

書留郵便など配達記録が残る方法で郵送してください。

②直接持参

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間に提出先に直接ご持参ください。

(4) 提出先

〒989-0292

宮城県白石市大手町1番1号（白石市役所3階）

白石市総務部財政課

(5) 質問の受付

①受付期間 随時受け付けています。

②受付方法 質問書に必要事項を記載の上、FAX又は当該電子ファイルを添付した電子メールにて③の送付先に送信してください。

③送付先

白石市総務部財政課

FAX： 0224-24-4861

E-mail: zaisei@city.shiroishi.miyagi.jp

④回答方法

受け付けた質問は、原則として質問書受理後1週間を目途に、質問者に直接回答します。

(6) 応募の辞退

申込書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届(任意様式)を提出してください。

(7) 留意事項

①提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、申込者にご負担いただきます。

②必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

③提出書類などは返却いたしません。

④提出書類などは関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、白石市情報公開条例(平成16年白石市条例第27号)に基づき開示することがあります。

⑤提案の事前相談は「12」の担当課で受け付けますが、受付後は、提案のあった施設などを所管する課において所定の事務を執り進めますので、連絡などは所管課から行う場合があります。

8 選定方法・選定の基準

(1) 選定に当たっては、白石市有料広告審査委員会において、応募資格、応募条件(命名権料、契約期間)、愛称その他の提案内容、経営状況などを総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

(2) 応募者が1者のみの場合も、審査委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査を行います。

9 審査結果の通知、公表

(1) 審査の結果は、応募から1カ月を目途に提案者に文書で通知します。審査の結果、選定基準を満たす事業者がない場合には、ネーミングライツパートナーを選定しないこととします。

(2) 市は、優先交渉権者と締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、事業者名、施設の愛称、命名権料などについて報道機関に対し公表します。なお、選定されなかった提案については、公表しません。

10 契約の解除

ネーミングライツパートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設などのイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに決定の取消し及び当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は応募者又は現行ネーミングライツ

パートナーの負担とします。

なお、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときを除き、既に納入された命名権料は返還しません。

11 その他

- (1) 提案いただいた施設が、指定管理者制度導入対象施設である場合には、事前に市と指定管理者と協議を行い、ネーミングライツ事業導入の手続きを進めることとなります。
- (2) 白石市ネーミングライツ事業実施要領及び本要項に定めのない事項については、市及び指定管理者と協議の上、決定します。

12 担当部署

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市総務部財政課（白石市役所3階）

電話：0224-22-1332（内線321）

FAX：0224-24-4861

E-mail：zaisei@city.shiroishi.miyagi.jp